

学校給食の無償化に関する意見

都市自治体は小中学校の設置者として、学校給食法に基づき、児童生徒の心身の健全な発達を促すとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うため、学校給食を実施している。

このような中、国は、「こども未来戦略」において、学校給食費の無償化の実現に向けて、小中学校の給食の実施状況の違いや法制面等を含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとし、また先般、「できる限り早期の制度化を目指したい」との総理の国会答弁や、その後の政党間の合意において「まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に学校給食の無償化を実現する」ことが表明されている。

学校給食は、完全給食のほかミルク給食や、選択制給食などの方法で実施されている一方で、地域の事情により、実施していない学校もある。また、公立のみならず国立、私立の小中学校でも実施されているが、アレルギー等の理由により喫食していない児童生徒もおり、加えて、栄養面の確保のみならず、地産地消、地域の伝統食を取り入れるなど「食育」の観点から実施している面もあるなど、多種多様な形で展開しているのが実情である。

都市自治体の一部にはすでに、独自の政策により、学校給食費を無償としているところもあるが、多くは学校給食法に基づき、食材費を学校給食費として保護者が負担している実態にある。

こうした状況の下、国において、いわゆる給食無償化の検討に当たっては、下記の事項を十分に踏まえ、慎重に行うこと。

記

- 1 いわゆる給食無償化については、その趣旨・目的を明確にすること。
- 2 国の制度として実施する場合、全国どこの自治体においても格差なく取り組める仕組みとすること。

3 安全・安心な学校給食を今後も提供できるよう、いわゆる給食無償化の導入により、栄養の確保や地域の特性を活かした学校給食の質が損なわれることのないようにすること。

4 いわゆる給食無償化の実現に当たっては、円滑かつ確実に実施できるよう、その費用について全額国費で措置すること。

その際、学校給食費は、食材に係る地域の価格水準等により差異があることや、食材価格の変動に大きく影響を受けることなどを十分に踏まえた仕組みとすること。

5 いわゆる給食無償化に係る制度設計や工程等については、早期に内容を明らかにするとともに、自治体の意見を十分に踏まえること。

令和7年5月16日

全国市長会